



情報ボックス

職場外のネットワークづくり支援で 杏林大学が保健師同窓交流会を開催

課題視される現任教育の補完的意味合いを持つ試み

杏林大学保健学部看護学科は3月15日、八王子市学園都市センターで「杏林大学同窓保健師交流会」を開催した。参加したのは、この4月から自治体などに就業予定の新卒者、すでに現場で活動を展開している就業保健師、さらに保健師としての就業を希望する看護学科2、3年生など、およそ30人。基礎教育での実習時間が少ない状況で卒業し、現場で自身の能力に不安を持つ新任保健師が少なくない一方、現任教育体制が必ずしも十分でないことが原因となって、保健師活動のモチベーションが落ちている現状を危惧した同大学保健学部看護学科地域看護学研究室前教授の塚原洋子氏が始めた試みで、今年で4回を数える。

この交流会は、保健師として就業予定の新卒者に対しては、理想と現実がかけ離れていることによって生じる葛藤いわゆるリアリティショックを軽減し、職場に適応しやすくすることを目的に、また卒業生として就業している保健師には、自身が成長したことをこの場で確認し、自信を持ち、さらに職場で遭遇する困難に立ち向かい、乗り越えていこうとする意欲を高めるという狙いがある。さらに、現役の看護学生には、保健師活動の実際をイメージし、やりがいを感じてもらおうことを通じて、保健師になるということの確認を促すとともに、勉学と就職活動の意欲を高めるといった狙いもある。塚原氏から交流会を引き継いだ同大学保健学部看護学科地域看護学研究室教授の大木幸子氏は、「職場外にネットワークを持つことは、財産になる。中堅者となって企画立案をする際に、そのネットワークが活きる。この交流会を、就業年度や就業先の違いを越えて相談し合える仲間づくりのきっかけとしてほしい」と話す。そのため、前回から同窓生の実行委員を同研究室准教授の山口佳子氏がサポートし、同窓生と大学が協働で実施している。

この日はまず、この4月から長野県伊那市への就業が決まって卒業を間近に控えた学生、西村貴恵氏から、公務員採用試験の一次試験や二次試験に向け、どのような準備をし、どのような勉強をしたか、自

身の経験を振り返ってもらった。志望する学生に対し、保健師になるための対策についてレクチャーするとともに、「保健師として採用されるために就職活動をしたことで成長できた。準備が遅かった私でも、就職できた。学生のみんもがんばればきっとなれる。保健師になりたいと思ったら、諦めずに努力してほしい」とメッセージを送った。また、平成18年度に卒業し、東京都羽村市での就業1年目を終えた新任保健師の柴晴香氏からは、同様に保健師国家試験対策や公務員試験対策のほか、現在の仕事のように、業務分担制と地区担当制を併用する同市の活動体制などが語られた。さらに、「育児不安のあった母親を支援するなかで、徐々に信頼関係が生まれ、『少し気持ちがほぐれてきました』と言われ、保健師になってよかったと思った。保健師活動の現場には、対象者と一緒に成長できるうれしさがある」などとやりがいについても披露した。

その後に行われたグループワークでは、それぞれの活動内容や現在の悩み、解決方法などが話し合われ、1年目のある保健師からは「初めは障害担当の係に一人配置された。でも、一人では先輩保健師の仕事が見られないので、母子保健担当と一緒にしてほしいとお願いし、途中からそのようにしてもらった。その後は先輩について言葉を一つ一つ盗み、市民からの相談に答えられるよう勉強した。担当した難病患者さんは医師のように病気に詳しく、教わることも多かった。母子保健で関わった母親とまちで出会ったら、お子さんの成長のことを話してくれ、すごくうれしかった。そういったところにやりがいを感じる。一緒に育つと言うか、住民に育てられている感じ。いまはマンション暮らしの母親が多く、孤立して育児をしているケースが多いので、母親サークルのチラシをポスティングし、地域づくりをしているところだ」。また精神保健を担当しているという六年目の保健師からは「未治療・治療中断者を担当し、システムづくりをしている。引きこもりの当事者グループも立ち上げた。いずれも困難事例が多く、言葉の裏を読むのが大事だと感じている。困ったときに相談できる先輩を持つことが重要。やりがいは、いろいろな人生、家庭、生き方があることを見ながら、自分も成長できる点」などの発言が聞かれた。新任保健師からは多くの質問が投げかけられ、盛んにメモをとる姿が見られた。

このような、卒後のフォローを行う目的の交流会を実施する看護系大学等は決して多くはない。新任保健師の育成が課題視されるなか、現任教育を補完する格好の場となることが期待される。

性差医療への理解が 女性の健康力につながる

「女性の健康力—その全容と今後の展開—」をテーマに
プレスセミナー開催

NPO法人 更年期と加齢のヘルスケア主催のプレスセミナーが、2月28日、「女性の健康力—その全容と今後の展開—」をテーマに開催された。

平成19年に策定された「新健康フロンティア戦略」において“女性の健康力”推進が柱の一つとして位置づけられ、また同年には、厚生労働省健康局のもとに「女性の健康づくり推進懇談会」が発足されている。挨拶に立った同理事長で小山嵩夫クリニック院長の小山嵩夫氏は、「女性の健康力の推進は、わが国で初の試みであり、医学の面だけでなく、女性が生涯を通じて健康で明るく、充実した日々を自立して過ごすことを目指したものであり、こうしたセミナーを通して、国民全体で知恵を出し合って女性を支援するシステムを構築し、さらなる国民運動に前進させていければと思う」と開催の抱負を語った。

シンポジウムでは、「思春期から老年期まで—女性の健康力からみたポイント—」をテーマに引き続き小山氏が登壇した。思春期には卵巣が働き始め、月経が始まり、女性ホルモンの分泌が最も活発な時期に妊娠、出産を迎え、それが下降に入ると更年期と、女性の場合、人生の大きな出来事に際して、必ず女性ホルモンの変動が伴っていると説明。一方で、たとえば思春期の過度なダイエットなどにより女性ホルモンの分泌が十分に分泌されず、のちの一生において低骨量を招いたり、生理前症候群をはじめ産褥期、更年期などに女性ホルモンの影響を受けて起こる、不定愁訴をはじめとするさまざまな疾患について、医療関係者も女性自身も、社会全体においても理解が低いことを指摘した。

そこで小山氏は、「まずは女性自身が、現在の自分自身の体を知ること。人生のライフイベントやそのときどきに起こる疾患を理解し、日常生活を中心に予防を行うことが大切」としつつ、過度のダイエットがのちの体に与える影響や、女性ホルモンの分泌量が女性の体に与える影響、人間ドックの受診者について10年後、20年後の長期的な分析など、現在データ集積がなされておらず、これを今後国家的に進めることで、予防対策や国民への啓発に役立てていくことも必要であると提言した。

次に、厚生労働省健康局生活習慣病対策室補佐の坂本友紀氏が、「女性の健康づくりに関する国の取り組み」をテーマに発言を行った。「新健康フロンティア戦略」の「女性を応援する健康プログラム

(女性の健康力)」の推進においては、①女性の健康的な『自分』づくりの支援、②「女性のニーズに合った医療」の推進、③「女性のがん」への挑戦を大きなテーマに掲げている。①は、思春期の女性に対する過度なダイエットによる健康リスクへの意識啓発、性感染症への予防啓発などのほか、働く女性への健康支援、女性の健康ニーズに応じた個別予防プログラム（運動・食事）が受けられる仕組みづくり等、③では、乳がんや子宮頸がんといった、女性特有のがん検診の受診率向上への取り組みといった項目が挙げられている。また、とくに②については、これまであまり着目されてこなかった性差医療について、「性差を考慮した医療に役立つ研究の推進」を盛り込んでいると強調した。

ただ、新健康フロンティア戦略自体に、更年期障害、更年期症状といった視点がないことから、昨年12月に第1回が開催された厚生労働省健康局の「女性の健康づくり推進懇談会」のなかで検討していくとした。そのほかにも同懇談会では、「栄養摂取と食育」「やせすぎ（過度のダイエット）」「性感染症」「がん（乳がん、子宮がん等）」「骨粗鬆症」「うつ」といった女性の健康についての検討課題が挙げられており、「女性の健康づくりについては、厚生労働省だけでは対応できない部分もある。懇談会では、各分野から構成員になっていただき、また内閣府男女共同参画局推進課長がオブザーバーとして参加するなど、国レベルとしても、女性の健康づくりを盛り上げていきたい」とした。また、「今後、女性の健康や性差医療について、医学的データを整理したいと考えている」とし締めくくった。

株式会社資生堂健康管理組合常務理事の岡良廣氏は、「働く女性の健康管理に関する取り組み」をテーマに発言を行った。国内だけで約27,000人のグループ従業員を抱え、その7割を女性が占める同社では、「魅力ある人で組織を埋め尽くす」を経営ビジョンのひとつに掲げ、健康づくりを展開していると紹介。工場等事業所内にあった診療所について、診療行為を原則廃止し、一次予防に特化した施設にシフトするとともに、具体的に「生活習慣病対策」「喫煙対策」「メンタルヘルスケア」「女性の健康管理」を重点テーマに取り組んでいるとした。

実際の取り組みとしては、35歳以上の女性従業員については、定期健診の際に乳がん、子宮がん検診を検査項目に盛り込み、ほぼ100%の受診率を達成しているほか、女性の健康支援セミナーの開催、保健スタッフによる出産、育児などの相談体制として「チャイルド・ケア・サポートセンター」の設置などを挙げた。岡氏は、「女性の健康管理に限らず、

闇雲にいろいろな施策を打っても、的外れなものであれば無駄な費用を投じることになってしまう。今後はエビデンスをしっかりと掴むためにも、健康に関する従業員のデータ管理を行い、取り組みに活かしていくことを考えている」と語った。

女性のリスクはコレステロールより糖尿病と喫煙 ——この保健指導に力を入れるべき

そして、「女性の脂質異常症をどうとらえるか」をテーマに千葉県衛生研究所所長・千葉県立東金病院副院長の天野恵子氏が登壇。天野氏は、動脈硬化を因子として発症する心臓病、脳梗塞を例に挙げ、男性のほうが発症年齢が若く、たとえば60歳以前であれば、男性の死亡率は女性の3倍にも上り、女性が男性の死亡率を超えるのは75歳を超えたのちであることから、「なぜなら閉経前の女性には、動脈硬化は進行しない。女性の動脈硬化を抑制しているのは、まさに女性ホルモンのお蔭」と解説。また女性の場合は、がんの罹患と総コレステロール値にあまり関連がないことから、「75歳以上にならない女性に動脈硬化性疾患にならない女性の脂質異常をどうとらえるかという話になる」と問題を提起した。2006年にCirculation Journalに掲載された、NIPPON DATA80の報告書においても、虚血性心疾患において日本人男女の10年間死亡危険率とリスクに関するチャートで、男性は年齢、血圧、糖尿病、高脂血症、喫煙がリスクとなるのに対し、女性では年齢と糖尿病、喫煙はリスクと判定されたが、高血圧と高脂血症はリスクとは言えず、明らかな性差が認められたとした。

しかし日本では現実には、年間の販売額が3,000億円を超えるコレステロール低下薬の7割が女性に使用されており、コレステロール値が高いというだけの健康な女性にも、盛んに薬物療法が行われていると天野氏。「55歳以上の女性で、高血圧もない、タバコも吸わない、糖尿病もない、ただ閉経になってコレステロール値が上がった女性に、コレステロールを下げる薬がほんとうに必要なのか。女性に対しては、メタボリックシンドローム対策をはじめとするコレステロールのコントロールよりも、糖尿病と喫煙の2つについて保健指導に力を入れるべき」と強調し発言を締めくくった。

日本医師会常任理事・今村病院院長の今村定臣氏は、「医療制度からみた更年期女性のヘルスケア」をテーマに発言を行った。4月から実施される特定健診・保健指導において、この国家事業が適切、効果的に行われるよう協力していきたいと語る一方

で、その標準的な質問票のなかに「更年期障害」「うつ状態・うつ病・気分障害」「脂質異常症」「骨粗鬆症」といった更年期周辺の女性を念頭に置いた項目がなく、また、血液検査の判定基準のなかにも、女性と男性との性差が盛り込まれていないと指摘。脂質低下療法を受けた場合においても、女性と男性とではその効果に差があることが報告されており、中性脂肪が上昇した際の影響にも性差があることから、「医療介入の基準を、女性と男性とで同じにしてよいのか、慎重に取り扱うべき問題だ」と言及。産婦人科医師でさえも、医学的に性差の意識がまだ十分でないとし、「医療従事者自身が性差の意識を持ったうえで、女性の健康問題を啓発していかなければならない」と課題を提起した。

首都圏・近畿圏で目立つ 救急搬送での“たらい回し”

総務省消防庁「医療機関の受入状況等実態調査」結果公表

救急搬送において、救急隊等からの救急患者の受け入れ要請が叶わず、受け入れ先が決まるまでに複数の医療機関にわたって照会が行われるなど、救急医療体制における課題が指摘されていることから、総務省消防庁はこのたび、平成19年度中に行われた救急搬送について「医療機関の受入状況等実態調査」を行い、結果を公表した（URL=http://www.fdma.go.jp/neuter/houdou_01/houdou20nen.html）。

平成19年における救急自動車による総搬送人員は、約492万人（転院搬送人員約45万人を含む）。うち転院搬送を含む「重症以上傷病者」は約53万人（10.8%）、「産科・周産期傷病者」は約46,000人（1.0%）、「小児傷病者」は約39万人（7.9%）、「救命救急センター等搬送傷病者」については約16万人（3.2%）であった。

重症以上傷病者について、転院を除く搬送人員約41万人のうち、照会回数が4回以上の事案は14,387件、6回以上は5,398件、11回以上についても1,074件あった。もっとも照会回数が多かった事案は50回。地域別で見ると、首都圏、近畿圏等の大都市とその周辺部において照会回数の多さが目立ち、4回以上照会を行った事案について、東京都が4,769件と突出して多く、次いで埼玉県1,661件、神奈川県1,358件、千葉県979件、大阪府975件、兵庫県641件。受け入れに至らなかった主な理由は、症状に対応できる設備・機材がない、あるいは手術スタッフが不足しているなどの「処置困難」が22.9%、「ベッド満床」が22.2%、「手術中・患者対応中」が21.0%、「専門外」が10.4%だった。

産科・周産期傷病者搬送事案については、転院搬送を除く約24,000人について、照会回数が4回以上の事案は1,048件、6回以上が363件、11回以上が53件あった。最大照会回数は43回。重症以上の傷病者と同様、首都圏・近畿圏において照会回数が多くなっており、4回以上照会を行った事案は、大阪府288件、次いで東京都が230件、神奈川県187件、埼玉県58件となっている。受け入れに至らなかった主な理由は、「処置困難」が21.5%、「手術中・患者対応中」が19.0%、「専門外」が13.5%、「ベッド満床」が10.1%。また、「初診（かかりつけ医がない）」を理由に断った案件は135件で1.9%だった。

小児傷病者を搬送した事案では、転院搬送を除く約35万人について、照会回数が4回以上の事案は8,618件、6回以上が2,241件、11回以上が220件あった。最大照会回数は35回であった。都道府県別で照会が4回以上の事案は、東京都が1,897件と最も多く、次いで大阪府1,799件、埼玉県1,184件、千葉県564件、神奈川県532件、兵庫県397件と、大都市とその周辺部に集中してみられた。受け入れに至らなかった理由は、「専門外」が25.2%、「手術中・患者対応中」が21.8%、「処置困難」が16.1%、「医師不在」が10.6%となっている。

救命救急センターのほか、大学病院救急部などの地域で救命救急センターに準じて取り扱われる施設を含む救命救急センター等の搬送人員は、転院搬送人員を除き約13万人だった。救急患者受入率（受け入れ照会数に対する受け入れ数の割合）を都道府県別にみると、東京都が69.0%で最も低く、千葉県69.6%、兵庫県74.5%、奈良県74.6%と、首都圏、近畿圏の大都市とその周辺部において、受け入れ率が低い傾向にあることもわかった。

看護職の“多様な働き方”をホームページで公開

「看護職の就業促進事業」で日本看護協会が先進事例をヒアリング調査

日本看護協会（会長・久常節子）は、厚生労働省補助金事業「看護職の多様な勤務形態による就業促進事業」において、仕事と生活が両立できるシステムの構築といったワーク・ライフ・バランスに配慮し、さまざまな働き方を先駆的に導入するなど、看護職が働き続けられる職場づくりに積極的に取り組んでいる全国22の病院について、病院の実態や職員の声を直接聞き取ってのヒアリング調査を実施。その結果を「多様な勤務形態の先事例」として、4月4日より公式ホームページ（<http://www.nurse.or.jp/kakuho/pc/various/index.html>）で公開している。

主な内容は、「病院の特徴」「勤務形態の種類（交代時間等）」「福利厚生／休暇」「育児・介護支援」「教育・研修」のほか、実際の勤務表（シフト表）や看護職、管理者の声なども紹介。先駆的な取り組みを紹介することで、多くの医療施設に「多様な勤務形態」を広め、看護職が働きやすい職場づくりと看護職の確保定着を促すことを狙っている。

同協会が2007年に行った「病院看護実態調査」では、常勤看護職の離職率は12.4%、新卒看護職においては9.2%と、この数年ほぼ横ばいであるが、多くの保健、医療、福祉施設において、看護職の確保定着が難しいという声が上がっている。一方で、夜勤専従、パートタイマー、短時間勤務といった多様な勤務形態の導入が、看護職の確保定着に効果がある対策のひとつとして、調査でも明らかになっている。

2006年から3か年計画で「看護職確保定着推進事業」を推進している同協会では、このたびのヒアリング調査を2008年度に実施する「多様な勤務形態モデル事業」の事前の基礎調査と位置づけ、多様な働き方の有効性について、モデル事業等を通してさらに検証する予定としている。

医療機関での肝炎ウイルス検査6割の自治体が実施

肝炎対策の各自治体における取り組み状況公表

厚生労働省健康局疾病対策課肝炎対策室は3月14日、「肝炎対策に係る各自治体の取組状況について」を公表した（URL=<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2008/03/h0314-6.html>）。

これによると、今年1月にスタートした「緊急肝炎ウイルス検査事業」（受託医療機関における肝炎ウイルス検査の無料化）を、全国の130の都道府県、政令市、特別区のうち、81自治体（実施率62.3%）が、この4月までに実施することが明らかになった。なお、この81自治体のうち22自治体では、すでに受託医療機関での無料検査を実施している。

一方、保健所における肝炎ウイルス検査については、平成18年度から年齢制限が廃止され、無料実施できるようになっているが、130自治体、518保健所のうち、3月現在で88.5%にあたる115自治体、498保健所が実施していた。さらに、この4月には94.6%が実施する見込みとしている。なお、検査体制においての平均的な検査頻度をみると、月1～2回が37%、週1～2回が最も多く44%、週3回以上が6%となっている。

（記事提供=株式会社ライフ出版社）

